新聞労連機関紙ニュースレター
別紙（日本新聞協会不当労働行為・ハラスメント事件）

和解協議 正念場　全国から支援を

日本プレスセンタービル前で社前行動をする支援者ら

新聞協会労働組合は 2022 年 5 月から、新聞協会事務局幹部ら（以下、協会）による当時の組合役員へのハラスメントと組合に対する不当労働行為事件に取り組んできた。協会は、日付を指定して退職を申し出ていた組合員に対し退職強要にも当たる協会側の対応を問題視した組合役員について、当時の組合委員長に対するメールと電話で「口汚い」などとののしるハラスメントに及んだ。また、これに抗議した組合への回答書に、組合役員個人について「過度に感情的になる」などと記し、役員が実際には発言していない虚偽の記述まで用いて貶めるハラスメントも行った。組合との団体交渉を重ねてもハラスメントを認めず、しかし、組合の追及により「ハラスメントに当たらない」という根拠を崩され、いよいよハラスメントを認めざるを得ないという段になると、23 年 6 月には弁護士 3 人を団交に参加させた。弁護士にほとんどの発言を担わせ、協会が過去の団交で示していた発言を撤回したり、交渉で積み重ねてきた議論や認識を次々に翻したりする対応に及んだ。さらには団交に参加していた当事者を弁護士が指さして罵倒し、事務局幹部ら協会側の参加者全員がそれを黙認する二次加害にも及び、以降は組合の本件団交に関する申し入れを正当な理由なく拒否する団交拒否（不当労働行為）を続けている。23 年 5 月には、組合の本件に関する教宣ニュースに対し、的外れな内容の抗議書を手渡す支配介入（不当労働行為）もあった。

こうした協会の対応を受け、組合は同年 12 月に東京都労働委員会に協会の不当労働行為について救済を申し立てた。申し立てから 2 年が過ぎ、調査は 2 月 5 日午前 10 時半から第 11 回の期日を迎える。

被害を受けた元組合役員はハラスメントの二次加害、三次加害を受け 23 年 7 月から職場を休んだ末、翌 24 年 3 月に退職に追い込まれた。組合はこれまで、都労委調査への対応に加え、新聞協会理事・監事に対し支援などを求める文書を 3 度にわたり送付。新聞労連加盟組合などから新聞協会長宛て抗議書を送る支援なども受けながら、本件に取り組んできた。しかし、協会はいまだハラスメントを認めておらず、被害者の名誉回復策の実施にも応じていない。

都労委で和解協議が続く中、これまでに都労委が示した和解案には、組合が最重視してきたハラスメントを認めた上での謝罪と名誉回復策の実施が含まれていない。協会がハラスメントを認めた上での謝罪を含む和解には応じられないという態度を頑なに示し続けているためだとみられる。昨年 10 月に都労委から示された協会側の意向が多くの点で反映されているとみられる和解案では、被害者へのさらなる二次加害につながりかねない内容に加え、今後、本件に関して行われた相手方の一切の行為についてそれが違法・不当であることを主張しないことを相互に約束するとの内容も盛り込まれた。組合が今後本件協会の言動についてハラスメントだと言及することなどまで妨げられかねず、本件がなかったかのようにされることがあってはならないと組合は強い危機感を持っている。

新聞協会事務局が入る
日本プレスセンタービル

協会側の言動がハラスメントに当たるという組合の認識は変わらないが、和解協議では、事態を早期かつ適切に解決するため組合は譲歩し、被害者の人格や尊厳を傷つけたことへの誠意ある謝罪を和解協定に盛り込むよう求めている。名誉回復策においても、組合は当初、全組合員が出席する場での謝罪などを求めていたが、和解協議においては、組合側の面前で協会が和解協定を読み上げることを求めるところまで譲歩している。

しかし、上記組合の譲歩案にも協会は現時点で応じる姿勢を示していない。
ハラスメントは被害者の命に関わり、一生を左右する問題だと言える。被害者にとっては退職後もハラスメントを受けた事実や、そこで受けた傷が消えることはない。被害者の精神的な補償に少しでもつながる謝罪と、名誉を回復する取り組みの実施につながるよう労連加盟各単組から都労委調査の傍聴など多様な形で引き続きの支援をお願いしたい。